

会 議 名	第4回双葉町復興整備協議会 特別会議	
日 時	平成29年11月29日(水) 午後2時30分～午後2時45分	
場 所	福島県本庁舎5階 正庁	
復興整備事業	両竹地区太陽光発電事業	
出 席 者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	農林水産省	東北農政局 農村計画課 課長 佐藤 吉治
	双葉町	復興推進課 課長 平岩 邦弘
		復興推進課 中部経済産業局 支援員 浅井 正人
		産業課 課長補佐 中野 弘紀
	福島県	企画調整部土地・水調整課 課長 小池 喜司雄
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 課長 今泉 耕治
		土木部都市計画課 課長 諏江 勇
	土木部まちづくり推進課 主任主査 石倉 信昌	
協議内容		
<p>1. 開会（進行：双葉町復興推進課 支援員 廣田）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者紹介 ・会議の公開の有無について（公開） ・傍聴の注意事項 ・議長紹介 <p>双葉町復興整備協議会規約第7条及び第9条第1項の規定により、双葉町復興推進課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>（出席者：双葉町復興推進課 支援員 浅井）</p> <p>それでは、議事に入ります前に双葉町の現状と課題について、双葉町から説明させていただきます。</p> <p>【別紙「現状と課題」により説明】</p> <p>（議長：双葉町復興推進課 課長 平岩）</p> <p>ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>（出席者一同）</p> <p>意見質問等なし。</p>		

4. 議事

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

前回、協議会会議を平成29年7月25日に開催し、双葉町復興整備計画の変更についてお諮りしたところでありますが、本日は、その計画の変更について、お諮りします。

追加・変更点は1点でございます

復興整備事業である両竹地区太陽光発電事業の実施にあたり、4haを超える農地転用が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更について、お諮りします。

なお、協議の進め方ですが、双葉町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

それでは、双葉町から復興整備計画変更（案）の概要について説明願います。

(説明者：双葉町復興推進課 支援員 浅井)

【様式第2により概要説明（復興整備事業総括図を含む。）】

なお、事業主体が民間事業者であることから、復興特区法第46条第4項の規定に基づき事業主体から復興整備計画について、あらかじめ同意を得ている旨説明。

(説明者：双葉町産業課 課長補佐 中野)

【様式第8により概要説明】

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。

東北農政局の佐藤農村計画課長様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか？

(出席者：農林水産省東北農政局 課長 佐藤)

ただ今ご説明いただきました土地利用方針の変更につきましては、異存ございません。

(議長：双葉町復興推進課 課長 平岩)

土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたしま

す。

以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「双葉町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について、農林水産大臣の許可があったものとみなされます。

計画変更については、12月8日（金）に双葉町ホームページ等で公表したいと考えております。

5. 閉会（進行：双葉町復興推進課 支援員 廣田）

【協議結果】

・両竹地区太陽光発電事業に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。